

上山市告示第50号

令和7年度上山市景観づくり推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

上山市長 山 本 幸 靖



令和7年度上山市景観づくり推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第2期上山市都市マスタープランの都市景観保全ゾーンに基づく区域内において、城下町、宿場町及び温泉町としての特色あるまち並みを形成し、まちの魅力を向上させるため景観づくり推進事業（以下「事業」という。）を行う場合において、当該事業に要する経費につき補助金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金交付対象者は、第2期上山市都市マスタープランの都市景観保全ゾーンをもとに設定した対象の路線（別図太線で示すとおり。以下「対象路線」という。）において実施され、次条に規定する事業を行う個人及び団体で次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金交付申請を行った年度の3月末日までに、第10条に定める事業完了届を提出することができる者
- (2) 改修箇所において市、県及び国が実施する補助等を受けていない者
- (3) 申請年度においてこの要綱による補助金の交付を受けたことがない者
- (4) 暴力団又は暴力団員等（上山市暴力団排除条例（平成24年条例第9号）第2条第1号及び第3号に定める暴力団又は暴力団員等をいう。）でない者

2 前項の個人は、市税等を滞納していない者とする。

3 第1項の団体は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 構成員に市民又は市内に在勤、若しくは在学する者を含むこと。
- (2) 5人以上の構成員で組織されていること。
- (3) 市内に活動拠点を有すること。

(補助金交付対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業は、対象路線に面した建物（対象路線に面していない建物であって、対象路線から視認でき、かつ、十字路交差点中心から概ね20m以内の建物で行う事業を含む。）の一部（対象路線から視認できる側面を含む。）を改修等、景観形成に寄与する事業とし、かつ、次の各号のいずれかに該当する事業とす

る。

(1) 景観づくり推進事業(個人型)(以下「個人型」という。) 個人が対象路線において実施する景観づくり事業。ただし、10万円以上の事業とする。

(2) 景観づくり推進事業(団体型)(以下「団体型」という。) 団体が計画を作成し自ら実施する地域の景観形成に資する事業

2 補助金の対象となる建物等は、別表第1に掲げる仕様を概ね満たすもので、景観形成に寄与すると認められるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の事業に要する経費とする。ただし、別表第2に掲げるものは、補助対象経費から除外する。

2 団体型において、別表第2に掲げるもののうち、専門技術を要する作業工程の経費についてはこの限りでない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、1万円未満を切り捨てるものとする。

(1) 個人型 20万円又は補助対象経費の100分の50以下のいずれか低い額

(2) 団体型 80万円又は補助対象経費の100分の80以下のいずれか低い額

(個人型の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする個人は、事業の着手の前に、上山市景観づくり推進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建物及び対象物の現況写真

(2) 仕上表、立面図、パース図等

(3) 見積書の写し

(4) 市税の未納がない証明書の写し

(5) 建築等について、他の法令の制限がある場合は、主務官公庁の許可、確認等を証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(団体型の計画書提出及び交付申請)

第7条 団体型を実施しようとする場合は、景観づくり計画書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を希望する団体は、景観づくり計画書提出後に、景観づくり計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに内容を変更した計画書を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の事業計画を認定するときは、景観づくり計画認定通知書(様式第3号)により通知する。

4 第1項の事業計画を認定しないときは、景観づくり計画不認定通知書（様式第4号）により通知する。

5 第3項の認定を受け、補助金の交付を受けようとする団体は、上山市景観づくり推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 現況写真
 - (2) 事業計画書（様式第5号）
 - (3) 収支予算書（様式第6号）
 - (4) 団体の構成員名簿
 - (5) その他市長が必要と認めた書類
- （交付決定）

第8条 市長は、第6条及び前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、上山市景観づくり推進事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際しては、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は取下げしようとするときは、上山市景観づくり推進事業費補助金変更（取下げ）申請書（様式第8号）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、上山市景観づくり推進事業費補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（完了届）

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、上山市景観づくり推進事業費補助金事業完了届（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に届けなければならない。

- (1) 事業に要した費用に係る領収書の写し
- (2) 着工前及び完成時の写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 団体型が完了したときは、事業報告書（様式第11号）及び収支決算書（様式第12号）を併せて届け出るものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する届出があったときは、当該工事の完成を確認し、補助金の額を確定し、交付決定者に対し上山市景観づくり推進事業費補助金交付額確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

(交付請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定により通知を受領したときは、上山市景観づくり推進事業費補助金交付請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第13条 市長は、必要と認めるときは、団体型補助金の全部又は一部を概算払いすることができるものとし、第11条の規定により補助金の額が確定した後に、補助金の精算をするものとする。

2 概算払いを受けようとする団体は、補助金概算払請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して期限を定めてその返還を命ずることができる。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を命ぜられた場合は、市長が指定する納期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出の帳簿並びに証拠書類を整備し、事業の終了年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(事業の報告と公表)

第16条 補助事業者は、市がホームページ等を利用して事業の概要について公表することに同意するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象物	行為種別	備 考
建物	修繕、模様替え	店舗、住宅、蔵等 ただし、屋根のみを対象とした事業は除く。
門、塀	修繕、模様替え	
屋外広告物	更新、新設、修繕、撤去、模様替え	ただし、貼り紙、ポスター等、建物に設置されていない広告物は除く。 撤去の場合、この事業以降で再設置する際は景観に配慮したものであることを条件とする。
物品、備品等	団体型における景観に資する物品、備品等の購入又は作成	景観に資する物品、備品等の購入、作成については団体型のみ対象。 ただし、対象路線から視認でき、かつ、イベント開催時等、短期間の使用ではないことを条件とする。 市及び市内団体の補助金の対象となる事業の場合、本事業では対象外とする。
その他	市長が景観づくり推進事業と認めるもの	

別表第2（第4条関係）

補助対象から除外する経費

個人型

(1)	消耗品購入費
(2)	備品購入費
(3)	食糧費
(4)	研修に要する経費
(5)	その他市長が適当でないと認める経費

団体型

(1)	経常的な運営経費（消耗品、備品含む。）
(2)	構成員に対する人件費
(3)	食糧費
(4)	建設費
(5)	研修に要する経費
(6)	その他市長が適当でないと認める経費

別図（第2条関係）

